

農薬適正使用講習会開催要領

(東予地方局)

1 目 的

農薬取締法、毒物及び劇物取締法の規制を受ける農薬の安全かつ適正な使用を確保することは、農業生産の安定のみならず人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、農薬の販売・使用に関する関係法令の周知を図り、農薬による危害防止及び保管管理等正しい知識の一層の普及を図ることを目的とする。

2 日 時

令和8年8月20日(木) 13:30～16:00

3 場 所

西条市中央公民館 多目的ホール
(西条市周布 401-1 0898-65-4030)

4 参集範囲

市町、農業協同組合、農業共済組合、農薬販売者、農薬管理指導士、
ゴルフ場等農薬使用者、農業者、中国四国農政局愛媛県拠点、県関係機関、
その他団体等 約 80 名

5 内 容

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1) 開 会 | 13:30 |
| 2) 講習内容(仮) | |
| ① 農薬の適正使用について
公益社団法人 緑の安全推進協会派遣講師 | 13:35～14:35 |
| ② 毒物及び劇物取締法について
西条保健所 企画課 | 14:45～15:15 |
| ③ 農薬取締法について
東予地方局 農業振興課 | 15:15～15:30 |
| ④ 質疑応答 | 15:30～16:00 |
| 3) 閉 会 | 16:00 |

会場のご案内

会場：西条市中央公民館（愛媛県西条市周布 401-1）

(電話：0898-65-4030)

